

令和4年2月定例会議事録

令和4年
第2回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和4年2月7日(月) 午後1時30分～午後2時

2. 開催場所 羽島市役所本庁舎3階 301・302会議室

3. 出席農業委員(13名)

1番	西川	ひとみ	2番	田中	敏信	3番	伊藤	克巳
4番	石原	晃	5番	大井	幸男	6番	花村	直良
7番	森川	朝子	9番	時田	昌子	12番	服部	春彦
13番	佐藤	文恵	14番	宮田	圭	15番	大曾根	佳明
16番	岩田	悟						

4. 欠席委員(3名)

8番	加藤	芳正	10番	山田	倉造	11番	浅野	喜代子
----	----	----	-----	----	----	-----	----	-----

5. 議事日程

第1 議事録署名者の指名について

第2 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第4 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第5 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

第6 報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第7 報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第8 報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

理事(兼)産業振興部長 永田 久男

農政課長 安田 裕治

事務局長 柴田 泰宏

局長補佐 横山 健司

農地係長 片山 真理子

7. 会議の概要

- 事務局長 本日の出席委員は16名中13名で、在任する委員の過半数に達しているため総会が成立していることを報告する。
また、前回の総会において継続審議とされた議案第1号番号1番について、申請者からの申し出により申請が取り下げられたことを報告する。
続いて、配布資料の確認を行い、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項（議長の権限）の規定に基づき、会長に議事進行をお願いする。
- 議長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第2回羽島市農業委員会の開会を宣言する。
-

第1 議事録署名者の指名について

- 議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、12番委員及び13番委員を指名する。
-

第2 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

- 議長 『議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の内、番号3番及び4番を上程するが、議席番号〇〇番委員に係る事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。
- 局長補佐

(〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

「番号3番と4番は関連する案件のため、まとめてご説明いたします。譲受人は新規営農であります。今回の申請により、経営面積が4,357㎡となるため、最低経営面積の要件を満たすこととなります。」

番号3番は農地の売買です。申請地は、合計面積2,330㎡の4筆、農業振興地域内農用地区域外の農地です。また、申請地は全て自宅から約250m以内の場所にあり、営農に特に支障はないものと考えます。

続いて、番号4番は農地の使用貸借権の設定です。申請地は、合計面積2,027㎡の3筆、農業振興地域内農用地区域外の農地です。また、申請地は全て自宅から約700m以内の場所にあり、営農に特に支障はないものと考えます。

事務局からの説明は以上です。」

○議長 「それでは、ここで、申請者の方に入室していただきます。」

(申請者入室)

「それでは、申請者の方は、事業計画等について説明願います。」

○申請者 「営農形態としては二種兼業で、作物としては水稻と野菜を考えております。

私は20歳の頃から建設業に携わっておりましたが、妻の実家が農業を営んでおり、田植え等の手伝いはしておりました。現在は70歳を過ぎて、会社もリタイアしたことから、これを契機に農業を本格的に始めたいと考えるようになり、2年ほど前だったと記憶しておりますが、県が主催する農業の講習も受けました。最近では、家庭菜園に加え、他の方の農地で水稻や柿の栽培も手伝わさせていただいたりもしていますので、耕運機や田植え機などの農業機械の操作も体験済みです。農業は大変な労力が必要になると思いますが、スマート農業なども取り入れて効率良く経営していきたいと考えております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。」

○議長 「申請者に対しまして、何かご質問・ご意見はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「それでは、申請者の方には退室していただきます。」

(申請者退室)

「ただいまの申請者からの説明も踏まえて、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第8号の内、番号3番及び4番について、許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第8号の内、番号3番及び4番について、許可決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

続いて、議案第8号の内、番号5番及び6番を上程し、事務局に説明を求める。

○局長補佐 「番号5番及び6番は関連する案件のため、まとめてご説明いたします。

番号5番は農地の売買です。申請地は、合計面積3,680㎡の4筆、農業振興地域内農用地区域内の農地です。

申請地は全て自宅から約2km以内の場所にあり、営農に特に支障はないものと考えます。

続いて、番号6番は農地の売買です。申請地は、面積489㎡の1筆、農業振興地域内農用地区域内の農地です。

申請地は自宅から約500mの場所にあり、営農に特に支障はないものと考えます。

5番及び6番の譲受人は同一世帯であり、経営面積は5,305.4アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。

その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

以上2件について、ご審議をお願いいたします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はありませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第8号の内、番号5番及び6番について、許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第8号の内、番号5番及び6番について、許可決定いたします。」

第3 議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 「『議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を上程し、事務局に説明を求めます。」

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号1番について、転用事業者は申請地を農業用倉庫として使用したいとの申請です。」

申請地は、四方が道路や宅地に囲まれた宅地が連たんしている区域内にあるため、原則転用可能な第3種農地に分類されます。

申請地は既に造成されているため、追認での許可となります。

申請地の北側及び南側は道路、東側及び西側は宅地となっており、周囲の営農に支障のない状態となっています。

以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はありませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第9号について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第9号については、許可相当として意見を決定いたします。」

第4 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 『議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を上程し、事務局に説明を求める。

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号3番について、転用事業者は申請地を借りて、リネンサプライ業駐車場として使用したいとの申請です。

申請地は、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類されますが、農地法第5条第2項第2号、『申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側は雑種地及び田、東側及び南側は道路、西側は宅地となっており、周囲の営農に支障のないようにします。

続いて、番号4番について、転用事業者は申請地を借りて、中古車販売業駐車場として使用したいとの申請です。

申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地となり、原則不許可となりますが、農地法施行規則第33条第4号、『周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に隣接して設置されるもの』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側は田、東側は宅地及び畑、南側は畑及び道路、西側は宅地及び道路となっています。西側の申請地にはフェンスを設け、周

圃の営農に支障のないようにします。
以上2件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 「番号4番についてですが、中古車販売業が周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設に該当するという理解で良いですか。」

○農地係長 「中古車販売業は居住する者の日常生活上必要な施設には該当しませんが、その地域に居住する個人が、自身が営む事業のために必要な施設ということであれば、業種を問わず例外的に許可できます。」

「他にご質問等はございませんか。」

○議長 長
(質問、意見なし)

○委員

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第10号について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

(挙手、多数)

○委員

○議長 「賛成が多数ですので、議案第10号については、許可相当として意見を決定いたします。」

第5 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議長 長 『議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について』の内、番号29番、32番から45番を上程し、事務局に説明を求める。

○農地係長 「番号29番は、〇〇〇〇が859㎡について、利用権設定をする

ものです。

番号32番から37番は、〇〇〇〇が合計面積10,586㎡について利用権設定をするものです。

番号38番から45番は、〇〇〇〇が合計面積21,450㎡について利用権設定をするものです。

以上15件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第11号の内、番号29番、32番から45番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第11号の内、番号29番、32番から45番については、異議がないものとして意見を決定いたします。」

続いて、議案第11号の内、番号30番及び31番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長

「番号30番及び31番は、〇〇〇〇が合計面積2,210㎡について利用権設定をするものです。

以上2件について、ご審議をお願いします。」

○議長

「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員

(質問、意見なし)

○議長

「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第11号の内、番号30番及び31番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員

(挙手、多数)

○議長

「賛成が多数ですので、議案第11号の内、番号30番及び31番については、異議がないものとして意見を決定いたします。ここで、**〇〇**番委員の除斥を解きます。」

(**〇〇**番委員入室)」

第6 報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第7 報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第8 報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

○議長

『報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出報告について』、『報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について』、『報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について』を一括上程し、事務局に報告を求める。

○局長補佐

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会議時間の短縮を図るため、説明は省略させていただきたい旨述べる。

○議長

本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。